

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令案参照条文

目次

○ 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）（抄） . . . . . 1

○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄） . . . . . 4



○ 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）（抄）  
 （都市再生緊急整備地域）

第一条 都市再生特別措置法（次条において「法」という。）第二条第三項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。

名称 (略)	地域 (略)
新潟都心地	<p>新潟市中央区の区域のうち、市道南一―十二号線と市道南一―十号線との交差点を起点とし、順次同市道、市道南一―百三十七号線、市道南一―五号線、一般国道百十三号線、一般国道七号線、信濃川の東側端線、市道南二―五号線、主要地方道新潟小須戸三条線、市道弁天町線、市道小島下所島線、市道南二―五十八号線、北緯三七度五四分四一秒・六三東経一三九度三分二三秒・八一の地点から北緯三七度五四分三七秒・六一東経一三九度三分二四秒・一七の地点まで引いた線、市道南二―三十四号線、市道南二―百五十六号線、市道南二―百八号線、主要地方道新潟黒埼インター笹口線、市道南五―十二号線、市道南五―四号線、市道南五―十三号線、市道南二―九十一号線、北緯三七度五四分四五秒・五九東経一三九度三分五四秒・四六の地点から北緯三七度五四分四八秒・〇九東経一三九度三分五四秒・五三の地点まで引いた線、市道南二―六十八号線、市道南一―十九号線、市道南一―十七号線、市道南一―十八号線、市道万代沼垂線及び市道南一―十二号線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域、万代三丁目の区域並びに万代島の区域</p> <p>新潟市中央区の区域のうち、市道上大川前通西湊町通線と市道西大畑町秣川岸通線との交差点を起点とし、順次同市道、市道中央三―十六号線、一般国道百十六号線、市道護国神</p>

	<p>社線、市道一番堀通入船線一号、市道川端町東堀前通線、信濃川の西側端線、北緯三七度五五分四秒・六五東経一三九度三分二一秒・六七の地点から北緯三七度五五分五秒・一七東経一三九度三分二〇秒・六六の地点まで引いた線、市道中央三―九十九号線、市道川端町入船線一号、市道中央三―九十四号線及び市道上大川前通西湊町通線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域</p>
<p>福井駅周辺地域</p>	<p>福井市の区域のうち、大手二丁目及び三丁目、中央一丁目、日之出一丁目（市道東部二―七号線の北側端線以北の区域を除く。）及び二丁目（一番、二番、八番、九番、十二番及び十三番に限る。）並びに手寄一丁目（一番から十五番まで及び二十番に限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。</p> <p>一 秋葉原・神田地域、大崎駅周辺地域、阿倍野地域及び大阪コスモスクエア駅周辺地域 平成十四年七月一日</p> <p>二 千葉駅周辺地域、横浜上大岡駅西地域、浜川崎駅周辺地域及び神戸ポートアイランド西地域 平成十四年十月三日</p> <p>三 さいたま新都心駅周辺地域、柏駅周辺地域、岐阜駅北・柳ヶ瀬通周辺地域、高松駅周辺・丸亀町地域及び那覇旭橋駅東地域 平成十五年六月二十五日</p> <p>四 川口駅周辺地域、本厚木駅周辺地域、千里中央駅周辺地域、高槻駅周辺地域及び福山駅南地域 平成十六年四月十二日</p>	

- 五 難波・湊町地域 平成十九年一月十五日
- 六 川崎駅周辺地域、名古屋臨海地域及び福岡香椎・臨海東地域 平成二十三年九月二十六日
- 七 品川駅・田町駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域及び福岡都心地域 平成二十三年十一月十日
- 八 札幌都心地域及び岡山駅周辺・表町地域 平成二十五年五月二十四日
- 九 池袋駅周辺地域、相模原橋本駅周辺・相模原駅周辺地域、名古屋駅周辺・伏見・栄地域及び小倉駅周辺地域 平成二十七年五月二十六日
- 十 羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域 平成二十八年十月二日
- 十一 大宮駅周辺地域及び中部国際空港東・常滑りんくう地域 平成二十九年五月二十一日
- 十二 新宿駅周辺地域、横浜都心・臨海地域、福井駅周辺地域及び堺東駅西地域 平成三十年六月二十四日
- 十三 枚方市駅周辺地域 令和元年九月二十五日
- 十四 仙台都心地域、大阪城公園周辺地域、広島都心地域及び長崎中央地域 令和二年五月二十日
- 十五 松戸駅周辺地域、新潟都心地域及び福岡箱崎地域 令和三年五月十三日
- 十六 神戸都心・臨海地域 令和四年三月十五日
- 十七 新大阪駅周辺地域 令和四年七月三十一日
- 十八 東京都心・臨海地域 令和五年五月十五日
- 十九 沼津駅周辺地域、京都市三条駅周辺地域、京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域及び松山城周辺地域 令和六年五月十九日

○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「都市開発事業」とは、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備に関する事業（これに附帯する事業を含む。）のうち公共施設の整備を伴うものをいう。

2 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

3 この法律において「都市再生緊急整備地域」とは、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域をいう。

4 この法律において「都市の国際競争力の強化」とは、都市において、外国会社、国際機関その他の者による国際的な活動に関連する居住者、来訪者又は滞在者を増加させるため、都市開発事業等を通じて、その活動の拠点の形成に資するよう、都市機能を高度化し、及び都市の居住環境を向上させることをいう。

5 この法律において「特定都市再生緊急整備地域」とは、都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で定める地域をいう。